

裁判官の初任給調整手当に関する規則

昭和46年3月31日最高裁判所規則第2号

改正 昭和61年4月5日最高裁判所規則第2号
平成元年5月29日最高裁判所規則第1号

裁判官の初任給調整手当に関する規則を次のように定める。

裁判官の初任給調整手当に関する規則

第一条 判事補で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）第二条に定める五号から十二号までの報酬を受けるもの及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十四条の規定により任命された簡易裁判所判事で報酬法第二条に定める十号から十七号までの報酬を受けるものには、当分の間、初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定により支給される初任給調整手当の月額、当該判事補又は簡易裁判所判事の受ける報酬の号の区分に応じ、別表に定める額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、別表に掲げる判事補の報酬の六号から十二号まで又は簡易裁判所判事の報酬の十一号から十七号までの各号に対応する月額の初任給調整手当が最高裁判所の定める期間をこえて支給されることとなる判事補及び簡易裁判所判事には、その期間をこえるごとに順次上位の報酬の号に対応する月額の初任給調整手当を支給し、別表に掲げる判事補の報酬の五号又は簡易裁判所判事の報酬の十号に対応する月額の初任給調整手当が最高裁判所の定める期間をこえて支給されることとなる判事補及び簡易裁判所判事には、その期間をこえる時から初任給調整手当を支給しない。

第二条 初任給調整手当は、報酬の支給方法に準じて支給する。

附則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年四月五日最高裁判所規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官の初任給調整手当に関する規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附則（平成元年五月二九日最高裁判所規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

2 判事補及び簡易裁判所判事が平成元年四月一日以後の分として支給を受けた初任給調整手当は、この規則による改正後の裁判官の初任給調整手当に関する規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

別表（平元最裁規一・全改）

報酬の号		初任給調整手当の月額
判事補	五号	一九、〇〇〇円
	六号	三〇、九〇〇円
	七号	四五、一〇〇円
	八号	五一、一〇〇円
	九号	七〇、〇〇〇円
	十号	七五、一〇〇円
	十一号	八三、九〇〇円
	十二号	八七、八〇〇円
簡易裁判所判事	十号	一九、〇〇〇円
	十一号	三〇、九〇〇円
	十二号	四五、一〇〇円
	十三号	五一、一〇〇円
	十四号	七〇、〇〇〇円

	十五号	七五、一〇〇円
	十六号	八三、九〇〇円
	十七号	八七、八〇〇円